

# 福祉のまちづくりネットワーク

## かけはしの会 規約

### (目 的)

#### 第1条

本会は、本会と地域住民が融合または相互に協働して福祉のまちづくりを促進し、高齢者や障がい者を含めたすべての人が、尊厳を保ちつつ継続的な馴染みのある関係の中で、共に支え合い安心した暮らしをおくれる地域社会の形成を実現することを目的として、以下の事業を行うものとする。

- (1) 講演・講座を通し地域住民の意識を主体性の高い健康増進活動へ向けていく。
- (2) 参加、相談しやすく、学びやすい講座・講演を提供し、協調できる土壌作りに取り組む。
- (3) 地域コミュニティの活性化と再生のきっかけ作りを図り、地域社会の連帯感を深める。
- (4) その他本会の目的に適合する事業及び地域社会における融合・協働・協調・再生・形成に付随する「5on 活動」を推進する。

### (名 称)

#### 第2条

本会は、福祉のまちづくりネットワーク「かけはしの会」と称する。

### (事 務 局)

#### 第3条

本会は、本会の円滑な運営のために会長が指定する事業所または場所に事務局を設置し、地域との総合的な窓口機能を持ち、総会を主宰するとともに各委員会と有機的に連携して情報を共有・管理する。

### (会 員)

#### 第4条

1. 第1条の目的に賛同し地域福祉・公益事業活動に参画できる法人等または個人等を会員とする。
2. 前項の法人等及び個人等の適用範囲については別途定めるものとする。
3. 会員は正会員、サポート会員、ボランティア会員から成る

#### 正会員

- ① 総会に年2回以上の参加を条件とする。
- ② 事務局から出前講座の要請又は依頼を受けた際は可能な範囲で専門職等の人員を派遣する。
- ③ 総会での議決権を持つ。

#### サポート会員

- ① 本会の事業を物資両面でサポートし、会の活動(場所提供、設営、撮影等)に可能な範囲、協力をすること。
- ② 総会への出席は可とするが、議決権は持たない。

#### ボランティア会員

- ① 中学生以上の学生から成り、会の活動(場所提供、設営、撮影等)に可能な範囲、協力をすること。
- ② 総会への出席は可とするが、議決権は持たない。

#### (入 会)

##### 第5条

入会を希望する者は、所定の入会申込書により会長に申し出、理事会の承認を得る。

#### (退会及び除名)

##### 第6条

1. 会員は、以下の場合は理事会の承認を得て退会となる。
  - (1) 退会を申し出たとき
  - (2) 事業所が閉鎖となったとき
  - (3) 会費を1年以上納付しないとき
  - (4) 総会への出席がないとき(正会員のみ)
2. 会員は、以下の場合には、理事会の承認を得て除名となる。
  - (1) 事業所の責による著しい不祥事があったとき
  - (2) 本会の名誉を著しく傷つけたとき
  - (3) 本会の規約または諸規定に違反し、本会に著しい影響を与えたとき
  - (4) その他上記に準じる行為があったとき

#### (会 合)

##### 第7条

本会は次のとおり総会及び理事会で事業・活動にあたる。

##### (1) 総会

- ① 第4条の会員をもって構成し、正会員の過半数の出席をもって成立する。
- ② 議案は出席者の過半数をもって可決する。
- ③ 総会の開催場所は、次項の役員会でその都度決定する。
- ④ 総会は年度において2回以上開催する。

## (2) 理事会

- ① 理事会は、第8条の理事をもって構成し、会長が必要に応じて招集するものとし、議長は会長がこれに当たる。また、必要に応じ会長が指名した正会員を出席させることができる。
- ② 理事会は、理事の過半数をもって成立し、事案は出席者の3分の2以上をもって可決する。
- ③ 理事会の開催場所は原則として事務局とする。
- ④ 理事会は、事業計画と予算案を立案する。
- ⑤ 理事会にて随時新たな業務・役割が必要となった場合、企画・立案し、その内容を総会に諮る。

## (役 員)

### 第8条

以下の役員を置き、本会の運営にあたる。

- (1) 理 事 5名  
(会長1名、副会長2名、事務局長1名、会計1名)
- (2) 監 事 1名

## (役員を選出)

第9条 役員は、総会において会員の中から選出する。

- (1) 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。
- (2) 事務局長は、会長が指名するものとする。
- (3) 会計は、事務局長が指名するものとする。
- (4) 全ての正会員は役員に立候補する権利を有する。

## (役員任期)

### 第10条

1. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残存期間とする。

## (役員職務)

第11条 役員職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、事務局の運営を統括する。
- (4) 会計は、本会の会計経理を担当する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。

(アドバイザー)

#### 第12条

本会の運営に総合的なアドバイスをいただくにあたり、本会の目的を理解し、地域福祉、公益事業活動などに精通した公的機関及び学術機関等に所属する者をアドバイザーとして置く。

(情報管理)

#### 第13条

1. 本会に、各所から提供された情報は、事務局において事務局長の責任の下、関連する法令を遵守し、保護・管理を行なう。
2. 前項の情報は、本会の事業運営以外に使用しない。

(会 費)

#### 第14条

1. 本会の会費は、正会員については入会金2,000円、年会費3,000円とし、サポート会員については年会費1,000円を個人は1口～、企業は3口～とし、納入しなければならない。(ボランティア会員は学生で構成されており、会費は必要としない)
2. 年会費は第13条の年度期中の入会においても全額を徴収するものとする。また、年度期中において退会、除名があった場合においても、年会費は返還しない。

(会計年度)

#### 第15条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わりとする。

附 則

- ① この規約に定めのない事項については、随時会長が理事会に諮り決定する。
- ② この規約は2018年 7月 20 日から施行する。

附 則

この規約の変更は、2019年 4月 1 日から施行する。

附 則

この規約の変更は、2021年 9月25 日から施行する。